

# 診療報酬 BASIC 点数表 2016

(2016年3月20日第1版第1刷)

## 追補・正誤表

2016年7月1日 医学通信社

### 1. 厚生労働省の訂正事務連絡 (2016年3月31日付事務連絡) (主なもの)

ページ・行	誤	正
<b>■ A 218 地域加算「人事院規則で定める地域に準じる地域」5級地</b>		
p.49 左段 13 行目の次	右欄を追加する	広島県 安芸郡府中町
<b>■ A 246 退院支援加算</b>		
p.67 左段 29, 30 行目	A 303-2 に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料を～	A 303 の 2 に掲げる新生児集中治療室管理料を～
<b>■ C 002 在宅時医学総合管理料, C 002-2 施設入居時等医学総合管理料</b>		
p.152 左段 30 行目	及び J 119-4 肛門処置は所定点数～	, J 119-4 肛門処置及び J120 鼻腔栄養は所定点数～
<b>■ D 215 超音波検査</b>		
p.212 右段下から 30～19 行目	(10) 非侵襲的～者をいう。 (11) 非侵襲的～算定できない。	削除
<b>■ D 223 経皮的動脈血酸素飽和度測定</b>		
p.215 左段 12 行目	経皮的動脈血酸素飽和度測定～	終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定 (一連につき) の～
<b>■ I 002 通院・在宅精神療法 / I 002-2 精神科継続外来支援・指導料</b>		
p.296 右段 29 行目 p.298 左段下から 14 行目	別表第 10 の 3 に掲げる～	別表第 10 の 2 の 4 に掲げる～
<b>■ I 002-2 精神科継続外来支援・指導料</b>		
p.298 左段 16 行目	アの (イ) から (ニ) のいずれかに該当する場合は算定することができる。	アの (イ) から (ハ) のいずれかに該当する場合、及び 3 種類の抗うつ薬又は 3 種類の抗精神病薬を投与する場合で (ニ) に該当する場合は算定することができる。
<b>■ K 726 人工肛門造設術</b>		
p.385 左段下から 10 行目	K 740-2 腹腔鏡下直腸切除・切断術の「3」を～	K 740 直腸切除・切断術の「4」を～
<b>■ 基本診療料の施設基準等 / 入院基本料等加算「35 の 6」退院支援加算の施設基準 (通知)</b>		
p.505 左段 9 行目	別添 7 の様式 12	「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 2 の様式 12
<b>■ 基本診療料の施設基準等 / 入院基本料等加算「35 の 9」精神科急性期医師配置加算の施設基準 (通知)</b>		
p.506 右段 11 行目	精神疾患診療体制加算に係る届出は別添 7 (略) の様式 40 の 13～	精神科急性期医師配置加算に係る届出は別添 7 (略) の様式 40 の 13 及び様式 53～
<b>■ 基本診療料の施設基準等「別添 6-別紙 21」</b>		
p.523	全文	全文を改める (※弊社 HP に PDF 掲載。または『診療点数早見表 2016 年 4 月版』p.1009 に訂正後の内容を掲載しています)
<b>■ 基本診療料の施設基準等 / 特定入院料「20」地域移行機能強化病棟入院料の施設基準 (通知)</b>		
p.537 左段下から 9 行目	～様式 57 の 4 を用いる。また、当該届出は～	～様式 57 の 4 を用いる。作業療法士及び精神保健福祉士を看護配置に含める場合には、様式 9 の勤務実績表において、当該作業療法士及び当該精神保健福祉士を准看護師として記入する。また、当該届出は～

■基本診療料の施設基準等【通知】「第4」経過措置等「表1」

p.546 右段 34 行目の次	右欄を追加する	療養病棟入院基本料（注 11 に規定する届出に限る）
p.546 右段下から 8 行目の次	右欄を追加する	精神科急性期医師配置加算〔精神病棟入院基本料（10 対 1 入院基本料又は 13 対 1 入院基本料に限る）又は特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る）。7 対 1 入院基本料，10 対 1 入院基本料又は 13 対 1 入院基本料に限る）を算定する病棟において届け出る場合に限る〕

■基本診療料の施設基準等【通知】「第4」経過措置等「表2」

p.547 左段 11 行目	療養病棟入院基本料（注 11 に規定する届出に限る）（平成 28 年～）	療養病棟入院基本料 2（平成 28 年～）
----------------	--------------------------------------	-----------------------

■基本診療料の施設基準等【通知】「別添2」の「第5」の「3」

p.547 右段 35, 37 行目	様式 12 の 3	様式 12
--------------------	-----------	-------

■特掲診療料の施設基準等【通知】「第3 医学管理等」「2」

p.554 左段 20 行目	別添 7	別添 2
----------------	------	------

■特掲診療料の施設基準等【通知】「第3 医学管理等」「9の4の2」

p.561 右段下から 3 行目	外来化学療法加算 2 の届出を～	外来化学療法加算 1 若しくは 2 の届出を～
p.561 右段下から 1 行目	外来化学療法加算 2 の届出を～	外来化学療法加算 1 若しくは 2 の届出を～

■特掲診療料の施設基準等【通知】「第3 医学管理等」「10の1の3」

p.563 左段下から 2 行目～右段 4 行目まで	「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 7	別添 2
----------------------------	---	------

■特掲診療料の施設基準等【通知】「第4 在宅医療」「1の6」

p.567 左段 32 行目の次	右欄を追加する	ケ 区分番号 J120 に掲げる鼻腔栄養
------------------	---------	----------------------

■特掲診療料の施設基準等【通知】「第5 検査」「14」

p.576 左段 16, 17 行目	センチネルリンパ節生検（片側）の施設基準に係る届出は，別添 2（略）の様式 31 の 3 を用いる。	(1) センチネルリンパ節生検（片側）の施設基準に係る届出は，別添 2（略）の様式 31 の 3 及び様式 52 を用いる。
p.576 左段 17 行目の次	右欄を追加する	(2) 乳腺外科又は外科及び放射線科を担当する医師の氏名，勤務の態様（常勤・非常勤，専従・非専従，専任・非専任の別）及び勤務時間を，別添 2 の様式 4 を用いて提出する。

■特掲診療料の施設基準等【第9 リハビリテーション】「1」(2)

p.580 左段 26 ～ 29 行目	ホ 脳血管疾患等リハビリテーション料～報告していること。	削除
---------------------	------------------------------	----

■特掲診療料の施設基準等【第10 精神科専門療法】「1」

p.589 右段 32, 33 行目	1 通院・在宅精神療法の児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準	1 通院・在宅精神療法の児童思春期精神科専門管理加算の施設基準
--------------------	-----------------------------------	---------------------------------

■特掲診療料の施設基準等【通知】「第10 精神科専門療法】「1」

p.589 右段下から 2 行目	別添 2（略）の様式 44 の 5	別添 2（略）の様式 4 及び様式 44 の 5
------------------	-------------------	--------------------------

■特掲診療料の施設基準等【別表第9の8】

p.621 左段 18, 19 行目	その他別表第 9 の 4 から別表第 9 の 7 までに規定する患者であって，～	その他別表第 9 の 4 から別表第 9 の 7 までに規定する患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者であって，～
--------------------	--	--

■特掲診療料の施設基準等【別表第10の2の3】

p.621 右段下から 10 行目	別表第 9 の 5 又は別表第 10 の 2 に掲げる患者であって，～	別表第 9 の 5 若しくは別表第 10 の 2 に掲げる患者又は廃用症候群リハビリテーション料に規定する患者であって，～
-------------------	-------------------------------------	---

■特掲診療料の施設基準等【通知】「第2 届出に関する手続き」「4」(2)

p.623 左段下から7, 6行目	～施設共同利用率及び輸血管理料に係る新鮮凍結血漿・赤血球濃厚液割合等	～施設共同利用率, 輸血管理料に係る新鮮凍結血漿・赤血球濃厚液割合等及び保険医療機関間の連携による病理診断に係る病理標本割合
-------------------	------------------------------------	--

■特掲診療料の施設基準等【通知】「第2 届出に関する手続き」「4」(9)

p.625 右段下から12行目	～数以上であれば, 施設基準に～	～数以下であれば, 施設基準に～
p.625 右段下から3行目		

■特掲診療料の施設基準等【通知】「第4 経過措置等」「表1」

p.629 右段23行目の次	右欄を追加する	シャトルウォーキングテスト(時間内歩行試験に係る届出を行っていない場合に限る)
----------------	---------	---

**2. 厚生労働省の追加通知** (平 28.3.31 保医発 0331・1/平 28.5.31 保医発 0531・1, 2)

ページ・行	旧	新
-------	---	---

■C 200 薬剤

p.179 右段3, 4行目	～及び脂肪乳剤	～, 脂肪乳剤及びセクキヌマブ製剤
----------------	---------	-------------------

ページ・行	追加・訂正(下線部が変更部分)
-------	-----------------

■検査の点数の取扱い

p.199 右段下から10行目～ p.200 左段4行目を訂正	<p>→「43」のデングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性</p> <p>ア デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は, D012 感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は, デングウイルス NS1 抗原, IgG 抗体及び IgM 抗体を, イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。</p> <p>ウ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は, 国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が, ……。</p> <p>エ 「43」のデングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は, 感染症の発生の状況, 動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。</p>
------------------------------------	--

**3. 厚生労働省の追加告示** (2016年3月31日付告示127号/2016年5月31日告示238号)

ページ・行	追加・訂正(下線部が変更部分)
-------	-----------------

■特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正等

p.427 右段下から27行目の次に下線部を挿入	<p>071 カスタムメイド人工関節及びカスタムメイド人工骨</p> <p>(3) カスタムメイドプレート</p> <p>(略) カスタムメイドプレート・CP-3 813,000円</p>
--------------------------	--

ページ・行	旧	新
-------	---	---

■特掲診療料の施設基準等「別表第9」

p.620 左段3行目の次	右欄を追加する	セクキヌマブ製剤
---------------	---------	----------

**4. 厚生労働省の訂正事務連絡** (2016年4月25日, 2016年6月7日, 2016年6月14日)

■A 218 地域加算(p.48 右段～p.49「人事院規則で定める地域に準じる地域」の表中に以下を追加する)

5級地	京都府	宇治田原町
茨城県	河内町	奈良県
		五條市

6 級地		和歌山県	かつらぎ町, 紀の川市, 岩出市
宮城県	七ヶ浜町	佐賀県	佐賀市
茨城県	坂東市, 境町, 五霞町	7 級地	
三重県	朝日町, 川越町, 木曾岬町	群馬県	大泉町, 千代田町

(表末尾の「備考」に以下の文を追加する)

平成 28 年 3 月 31 日において A 218 地域加算の対象地域であったが、同年 4 月 1 日以降人事院規則 9 - 49 第 2 条に規定する地域及び人事院規則で定める地域に準じる地域のいずれにも該当しない地域（群馬県板倉町、神奈川県山北町、大井町、岐阜県海津市、愛知県稲沢市、奈良県安堵町、河合町、福岡県篠栗町）については、平成 30 年 3 月 31 日までの間に限り、7 級地とみなす。

ページ・行	誤	正
-------	---	---

■ H003-4 目標設定等支援・管理料（別紙様式 23 の 5）

p.288 「2. ADL 評価／FIM による評価の場合」の「運動／セルフケア」欄	「整容」と「更衣（上半身）」の間に右の欄を挿入	清拭・入浴
--	-------------------------	-------

■ IO12-2 精神科訪問看護指示料

p.309 右段下から 12 行目	同一建物居住者在宅患者訪問看護・指導料	同一建物居住者訪問看護・指導料
-------------------	---------------------	-----------------

■ 基本診療料の施設基準等「別添 6」「別紙 7」, 「別紙 18」

p.461 左段上から 4 行目, p.513 左段下から 21 行目	看護職員が自ら～	医師又は看護職員が自ら～
--	----------	--------------

■ 基本診療料の施設基準等「別表第 5 の 1 の 2」

p.539 右段下から 24 行目	注 6 の点数	注 5 の点数
p.539 左段下から 19 行目	及び短期滞在手術等基本料 3	、地域移行機能強化病棟入院料及び短期滞在手術等基本料 3

■ 特掲診療料の施設基準等「別表第 9 の 5」

p.620 右段下から 15 行目の次	右を挿入する	8 リハビリテーションを要する状態の患者であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの〔ただし、心大血管疾患リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、障害児（者）リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料の対象患者に該当するものを除く〕
---------------------	--------	---

■ 特掲診療料の施設基準等「第 2」届出に関する手続き

p.624 右段下から 10 行目	(5) 後発医薬品調剤体制加算の施設基準	(5) 後発医薬品調剤体制加算及び外来後発医薬品使用体制加算の施設基準
-------------------	----------------------	-------------------------------------

## 5. 正誤

ページ・行	誤	正
-------	---	---

■ A 218 地域加算

p.47 右段下から 25 ～ 6 行目	「→地域加算の取扱い」～（平 27 保医発 0327・11）	削除
----------------------	--------------------------------	----

■ A 226-2 緩和ケア診療加算

p.52 左段下から 22 行目 〔編注〕	～一般病棟 7 対 1・10 対 1 入院基本料の算定病院～	～一般病棟 7 対 1 入院基本料の算定病院～
--------------------------	--------------------------------	-------------------------

■ B 001-2-11 小児かかりつけ診療料

p.120 右段下から 24, 23 行目 〔編注〕 (3)	(3) 初診料・再診料・外来診療料の時間外・休日・深夜加算と小児科特例加算は包括され、別に算定不可。	(3) 初診料・再診料・外来診療料の時間外・休日・深夜加算と小児科特例加算や往診料などを除き、診療に係る費用は包括。
-----------------------------------	--	--

—以上につき訂正・追加いたします。